

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇨ 退職給与引当金の取崩し

Q : 当社は資本金1,000万円で3月決算の会社です。今期の決算で、税務上の退職給与引当金勘定の残高500万円(期中退職者分100万円と期末残高400万円との合計)を全額取崩すことにしました。この場合の税務上の取扱いについて教えてください。

A : 50万円が税務上の取崩すべき額となりますので、残額の450万円は当期の申告書上減算し、翌期以降取崩しの対象となります。

【解説】

平成14年度の税制改正で退職給与引当金制度が廃止されたことに伴い、経過措置が設けられました。つまり、資本金1億円以下の法人の場合、改正事業年度開始の時の退職給与引当金残高を10年間にわたり每期10%ずつ取崩すべきこととされました。また、退職者分の取崩しを分ける規定もなくなりましたので、貴社の場合、500万円の10%の50万円を10年間にわたって取崩していくことになります。したがって、500万円全額を取崩したとなりますと、申告書上では税務上の適正額50万円を超える450万円については減算し、翌期以降に50万円ずつ加算して取崩していくことになります。

なお、経過措置期間中の退職給与引当金勘定の残高は退職給与の要支給額が限度となりますので、使用人が多数退職し、退職給与の要支給額が申告調整後の残高450万円に満たない場合には、その満たない金額をさらに取崩す必要があります。

